

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	ウェイクボーダー等負傷
発生日時	平成29年8月2日 13時20分ごろ
発生場所	福井県敦賀市水島南方沖 立石岬灯台から真方位150° 2.1海里付近 (概位 北緯35° 43.9′ 東経136° 02.4′)
事故の概要	水上オートバイ ^{モトボート} FMは、遊走中、漂泊していたプレジャーボートアクアマリンの船尾方の海面にいたウェイクボーダー等に接触し、ウェイクボーダー等2人が負傷した。
事故調査の経過	平成29年10月16日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート アクアマリン、5トン未満 253-14623福井、個人所有 B 水上オートバイ FM、0.2トン 240-65551愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 ウェイクボーダー ウェイクボーダー補助者 B 船長B、特殊小型
負傷者	A 重傷 1人（ウェイクボーダー補助者）、軽傷 1人（ウェイクボーダー） B なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人等5人を乗せ、ウェイクボーダーをけん引する目的で漂泊していた。 船長Aは、船首方約200mのところにB船を視認した後、A船の船尾方約10mの海面で立ち上がろうとしていたウェイクボーダーとその身体を支えていたウェイクボーダー補助者の様子を見ていた。 船長Aは、エンジン音が聞こえたので振り返り、B船がA船の右舷方を通過したのを認めた直後、衝撃音を聞いた。 ウェイクボーダー及びウェイクボーダー補助者は、救急車で病院に搬送され、右腕打撲及び頸椎骨折等とそれぞれ診断された。 船長Aは、B船を視認した際、B船が水島方面に向かっているように見えたので、A船やウェイクボーダー等に接近することはないものと思っていた。

	<p>ウェイクボーダーは、ウェイクボードを行うのが初めてであった。 ウェイクボーダー及びウェイクボーダー補助者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、他の水上オートバイ2隻と共に水島に向けて約30km/hの対地速力で遊走していた。</p> <p>船長Bは、水島南方沖にA船を認め、A船の乗船者に手を振ろうと思い、A船付近を遊走することとした。</p> <p>船長Bは、A船の右舷方を通過した直後に衝撃音が聞こえたので振り返ったところ、海面に人が浮いているのを認めた。</p> <p>船長Bは、水島南方沖で遊走した経験が多数あるものの、これまでプレジャーボートがウェイクボーダーをけん引しているのを見掛けたことがなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>B船は、遊走中、船長Bが、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、漂泊していたA船の船尾方の海面にいたウェイクボーダー等に気付かず、ウェイクボーダー等に接触してウェイクボーダー等が負傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、B船が遊走中、船長Bが、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、漂泊していたA船の船尾方の海面にいたウェイクボーダー等に気付かず、B船がウェイクボーダー等に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行い、特に、漂泊船付近を航行する際は、海面の見張りを厳重に行い、ウェイクボーダー等を見落とさないようにすること。